

平成20年3月28日

広 報 資 料
(市政・教育同時)

文 化 市 民 局
〔 担当 文化芸術都市推進室
文化財保護課
TEL 761-7799 〕

平成19年度伝統行事・芸能功労者表彰について

～文化観光資源保護に係る協力者への感謝状贈呈も併せて実施～

京都市では、文化観光資源の保全に係る普及啓発活動の一環として、京都市文化観光資源保護財団とともに、伝統行事芸能功労者表彰制度を設け、功績のあった方を表彰しています。

この度、平成19年度の被表彰者を決定し、下記のとおり、表彰式を行いますのでお知らせします。また、文化観光資源の保護に協力いただいた方に対して、感謝状の贈呈も併せて行います。

記

- 1 日 時 平成20年4月21日(月)
午前11時50分～午後0時30分(予定)
注) 表彰並びに感謝状の贈呈式は、財団の第63回理事会評議員会にて行うため時刻が若干変更になることがあります。
- 2 場 所 ウェスティン都ホテル京都 4階 葵 殿
(京都市東山区粟田口華頂町 TEL 771-7111)
- 3 表彰及び感謝状贈呈者(別紙)
 - 被 表 彰 者 15名
 - 感 謝 状 贈 呈 者 2件11名
- 4 表 彰 者 門川 大作 京都市長
上山 善紀 財団法人京都市文化観光資源保護財団理事長
- 5 問い合わせ先 京都市文化観光資源保護財団 TEL 752-0236

(参 考) ■ 伝統行事芸能功労者表彰制度

多年(原則として10年以上、年齢45歳以上)にわたり伝統行事や伝統芸能の保存執行にあたるとともにそれを広く一般に公開し、後継者を指導育成、道具類等の製作、修理等の技術修得などに功績のあった方を表彰するもの。

■ 文化観光資源保護協力者への感謝状贈呈について

○贈呈基準

- (1) 50万円以上を寄付又はこれに相当する物品を寄贈した団体及び10万円以上を寄付又はこれに相当する物品を寄贈した個人
- (2) 上記(1)の寄付者が追加寄付として50万円以上を寄付又はこれに相当する物品を寄贈した団体及び30万円以上を寄付又はこれに相当する物品を寄贈した個人